

新潟市告示第 167 号

新潟市秋葉区文化会館の使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、新潟市秋葉区文化会館の使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び代表者

名称 秋葉区文化会館共同事業体

代表者 代表団体 株式会社NK S コーポレーション

代表取締役社長 吉田 琢哉

2 徴収事務を行わせる施設の名称及び位置

新潟市秋葉区文化会館

新潟市秋葉区新栄町 4 番 23 号

3 徴収事務を行わせる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日